

国家戦略特区における追加の規制改革事項等について(案)

平成 28 年 3 月 2 日
国家戦略特別区域諮問会議

2. 観光客を含めた外国人の受入れ等

◇ 訪日外国人観光客数が3年連続で過去最高を更新する中、外国人観光客の滞在経験をより便利で快適にするため、また、外国人を積極的に受け入れ、地方創生の加速化を図る自治体の先行的取組を後押しするため、観光や外国人受入れに関する以下の規制改革事項について、今国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

(2) クールジャパンに関わる外国人材の受入促進

- ・ ファッション、デザイン、アニメ、食等の分野を始めとするクールジャパン産業の海外展開やインバウンド対応を促すため、外国人のこれらの分野に関する専門的知識・技能の習得を充実させるとともに、我が国の専門学校等を卒業した留学生が、引き続き、これらの分野の国内企業に就労し、習得した専門的な知識・技能を活かせるようになるため、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の下で就労が可能なケースを分かり易く例示したガイドラインを作成し、我が国における就労の可否に係る予見可能性を高めることを含め、具体的な方策について改正法案施行後一年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき、少なくとも特区において必要な措置を講ずる。
- ・ 各分野における現在検討中の事項は、現段階では例えば以下のとおりであり、引き続き、着実に検討を進め早期に結論を得る。

① ファッション、デザイン分野

- 各種学校に準ずる教育機関として法務省告示に基づき「留学生」の受入れが認められている教育機関の卒業生など学位取得又は実務経験といった現行の要件を満たさない者についても、

大学卒業レベルの技術又は知識を客観的に評価できる場合に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の下で活動できるようとする。

- 例えば工学系大学などにおいて、デザイン以外の学科を卒業した外国人材についても、デザイン分野の企業に就労できることをガイドラインにおいて明確化する。
- デザイン分野のうち、「服飾、室内装飾」を始めとする分野以外の外国人材でも、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の下で就労できることをガイドラインにおいて明確化する。
- ファッション分野(着物着付け、ネイル、スタイリングなど)において、訪日外国人観光客の体験ニーズに対応した「ファッション・ツーリズム」を推進するため、本分野に係る海外への情報提供や、外国人材の母国における共感の醸成を図るとともに、労働需給にも十分配慮しつつ、特定の外国人材の活躍を進める。

② アニメ分野

- 現在、認可外学校への留学が認められていないところ、適格性の確保を前提に、当該学校への留学を可能とする。

③ 食分野

- 調理学校を卒業した外国人材について、日本料理以外の分野においても、ニーズ及び効果があると認められた場合は、「10年以上の実務経験」を経なくとも、日本料理と同様の形で、料理人としての一定期間の就労を可能とする。